

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和2年10月1日 9時58分～11時34分		
開催場所	香川労働局 第一会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 967円 (+14円引上げ)</p> <p>根拠:香川県内の企業内最低賃金額を締結している造船業の時間給の平均賃上率2.22%を基にすれば21円UPとなるが、これでは現実的でないため、平均ではなく一番低い賃上率である1.53%を基に計算し、<math>1.53\% \times 953円 = 14.58 \rightarrow 14円UP</math>としたもの。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 963円 (+10円引上げ)</p> <p>根拠:労使交渉による賃上げを享受できない未組織の労働者にも、平均賃上率の半分は利益享受できるよう考え、2.22%の半分程度の1.1%を基に計算し、<math>1.1\% \times 953円 = 10.48 \rightarrow 10円UP</math>としたもの。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 959円 (+6円引上げ)</p> <p>根拠:1回目の判断根拠とした企業のうち、昨年の時間給からの増額が一番高い企業を除く4社の平均は6.5円UPとなるが、これに影響率も考慮し、6円UPとしたもの。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 954円 (+1円引上げ)</p> <p>根拠:操業も10%ダウンしており、雇用を守ることを重視して新規採用も半分程度としている中、本当は上げたくないところであるが、現実的に考えて1円UPとしたもの。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 954円 (+1円引上げ)</p> <p>根拠:現在の段階ではこの金額を維持する。</p> <p>労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第3回専門部会は、令和2年10月9日13時30分から開催することを確認した。</p>		